

石川県特別支援教育就学奨励費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定及び法第2条第1項の規定に準じて石川県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校等に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校等 県若しくは県に包括される市町の設置する特別支援学校又は県の区域内の私立の特別支援学校及び県の設置する中学校
- (2) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒。ただし、中学校においては、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒
- (3) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者

(対象経費及び支弁額)

第4条 県が支弁する額は、施行令第2条の各号に掲げる区分（以下「支弁区分」という。）に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費のうち保護者等が負担する経費の全部又は一部とする。

- 2 前項の規定により支弁される対象経費及びそれについての限度額は、法に定めるもののほか、交付要綱に定めるとおりとする。

【事前_根拠規範】17_石川県_2_1

(経費に関する資料の提出)

第5条 特別支援学校等に就学する児童等の保護者等は、前条の規定により支弁すべき経費の算定のため、その属する世帯の収入額及び需要額の算定に必要な資料（以下「収入額・需要額調書」という。）を、校長を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する保護者等は、収入額・需要額調書の提出をそれぞれが確認できる書類にかえることができる。

(1) 世帯の収入額が需要額の2.5倍以上に該当すると自ら認め、就学奨励費の給付を辞退する児童等の保護者等

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設又は指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている特別支援学校等の児童等の保護者等

3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である特別支援学校等の児童等の保護者等は、収入額・需要額調書のほか、要保護者であることを証明する書類をあわせて提出するものとする。

(支弁区分の決定及び通知)

第6条 県教育委員会は、前条の規定による資料の提出があったときは、速やかに当該資料に係る事実についての審査に関する事務及び支弁区分の決定を行わなければならない。支弁区分を決定した場合、県教育委員会は、校長を通じて速やかに保護者等に通知するものとする。

(経費の支給)

第7条 経費の支給方法は、法第3条に定めるとおりとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。